

相続する親族の範囲や順位 (=法定相続人)、相続分 (法定相続分) は民法で定められています。

遺言がない場合は、民法の規定に従って遺産を分けることになります。

なお、このノートに記入しただけでは、法的な効力は発生しません。

(1) 遺言書を作成していますか

作成していない 作成している

(2) 遺言の種類 (下記を参照)

自筆証書遺言 公正証書遺言

(3) 作成年月日

年 月 日

(4) 保管場所

(5) 資産や負債などの管理を依頼している人はいますか

いない いる (_____)

遺言書の種類

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	自分で作成	公証人が作成
メリット	<ul style="list-style-type: none"> いつでも気軽に書き直しができる 費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> プロが書くので不備がない 原本は公証役場で保管 家裁による検認が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 書き方を誤ると無効 紛失や改ざんの危険 死後、家裁の検認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 手間と費用がかかる 証人が必要 (2人)

法定相続人についての基礎知識

配偶者 法律上婚姻関係にある配偶者は常に相続人

第1順位 子 **第2順位** 親 (直系尊属) **第3順位** 兄弟姉妹

子どもが2人

相続財産
1,000万円



配偶者
1/2
500万円



子ども*
1/4
250万円



子ども*
1/4
250万円

※子どもが亡くなっているなどのときは
その子 (孫)

子どもがいない

相続財産
1,200万円



配偶者
2/3
800万円



亡くなった人の親*
1/3
400万円

※親が亡くなっているなどのときは
その親 (祖父母)

子どもがいない 親もいない

相続財産
1,200万円



配偶者
3/4
900万円



亡くなった人の兄弟姉妹*
1/4
300万円

※兄弟姉妹が亡くなっているなどのときは
その子 (甥姪)